

研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書 について



令和8年4月4日

内閣府

科学技術・イノベーション推進事務局



I 研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な枠組み

第1章 研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な方針

第2章 研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な枠組み

II 関係者に求められる研究セキュリティの確保に関する取組

第1章 政府による取組

第2章 資金配分機関による取組

第3章 研究機関による取組

第4章 研究者による取組



I - 1 章 研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な方針



(参考) 研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書の検討の経緯

参考

- 令和6年6月、「経済安全保障法制に関する有識者会議」が以下を提言

オープンで自由な研究環境を確保し、同志国等と対等な立場で国際共同研究を実施するために必要な研究セキュリティ対策について、

- リスクの高い特定の領域の国際共同研究を推進していく上で、**競争的研究費を投入する研究開発プログラムの性質**に応じ、先進的な諸外国の取組と同等の研究セキュリティの取組が必要
- 実効的なデュー・ディリジェンスの実施に資するよう研究者や研究機関が参照する**ガイドライン、チェックリスト等を作成**し、資金配分機関や研究機関等において**所要の確認を徹底**する手法を検討



- 令和7年4月、内閣府CSTIに「**研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議**」を設置し、手順書の検討を開始。令和7年12月に公表
- **令和8年4月から**運用開始を予定



研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な方針

手順書の目的

- 我が国の研究機関や研究者が国際共同研究等を行う際に、相手方等が信頼できるパートナーであることを確認し、安心して研究に取り組むことができるよう、**従来から行われてきた研究インテグリティの取組の徹底の上に、研究セキュリティの確保に関する取組を構築**するため、研究機関等が実施すべき取組を整理して示す

合理的な リスクマネジメントの 必要性

- 研究機関が国際共同研究等を行うに際しては、経済安全保障上の重要技術が意図せず流出する事態を防ぐため、**必要な情報を収集し、相手方等の信頼性を確認した上で、想定されるリスクへ適切に対処することが求められる**
- これに当たり、本手順書においては、研究機関や研究者に過度な負担となるリスクをゼロにするような結果（ゼロ・リスク）を目指すのではなく、**リスクの程度に応じた合理的な対処を求め**るものとする

手順書の 位置づけ・性格

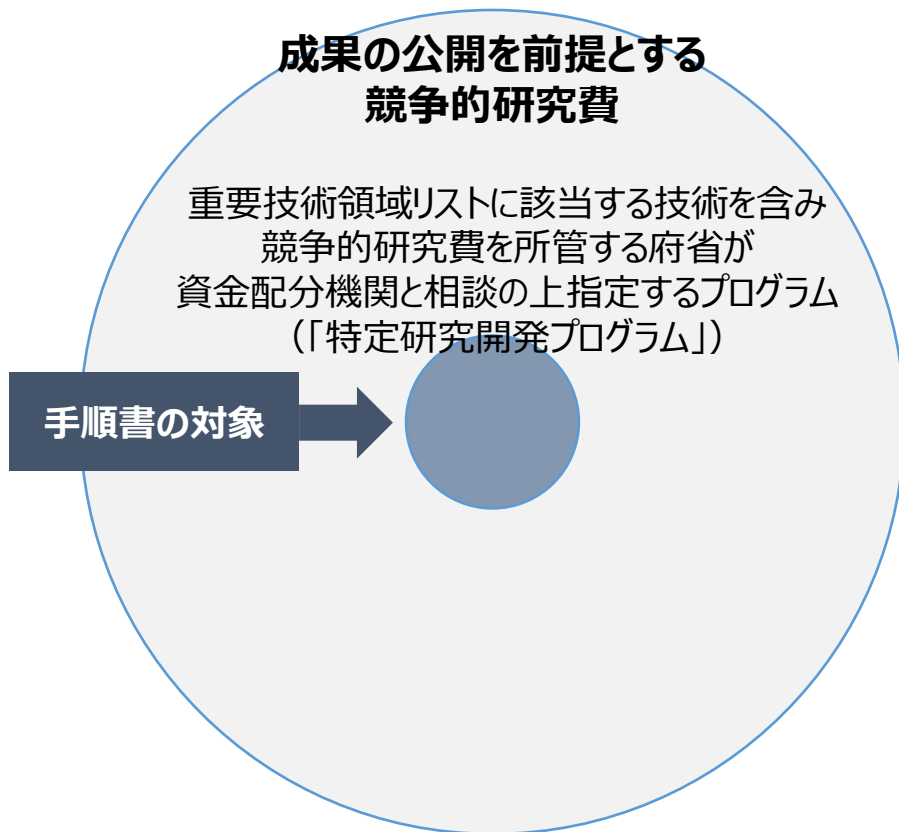
- ① **法令としてではなく、遵守すべきガイドラインである**
- ② **最低限実施すべき措置及び実施することが望ましい措置**を示している
- ③ **今後も資金配分機関、研究機関及び研究者コミュニティと対話しつつ見直していく**

I-2章 研究セキュリティの確保に関する取組の基本的な枠組み



2-2. 手順書の対象となる研究

- 手順書に基づくリスクマネジメントの対象は、「**特定研究開発プログラム**」*としている
* 成果の公開を前提とする競争的研究費のうち、重要技術領域リスト（内閣府政策統括官（経済安全保障担当）が策定中）に該当する技術に関するもので、経済安全保障の観点から特に技術流出の防止が必要であるとして、**所管府省が指定するもの**
- 研究機関は、所属研究者が「特定研究開発プログラム」に応募する場合、**手順書に基づくリスクマネジメント**が必要となる



重要技術領域リスト	
バイオ技術	脳コンピュータ・インターフェース技術
医療・公衆衛生技術（ゲノム学含む）	先端エネルギー・蓄エネルギー技術
人工知能・機械学習技術	高度情報通信・ネットワーク技術
先端コンピューティング技術	サイバーセキュリティ技術
マイクロプロセッサ・半導体技術	宇宙関連技術
データ科学・分析・蓄積・運用技術	海洋関連技術
先端エンジニアリング・製造技術	輸送技術
ロボット工学	極超音速
量子情報科学	化学・生物・放射性物質及び核（CBRN）
先端監視・測位・センサー技術	先端材料科学

重要技術領域リスト：

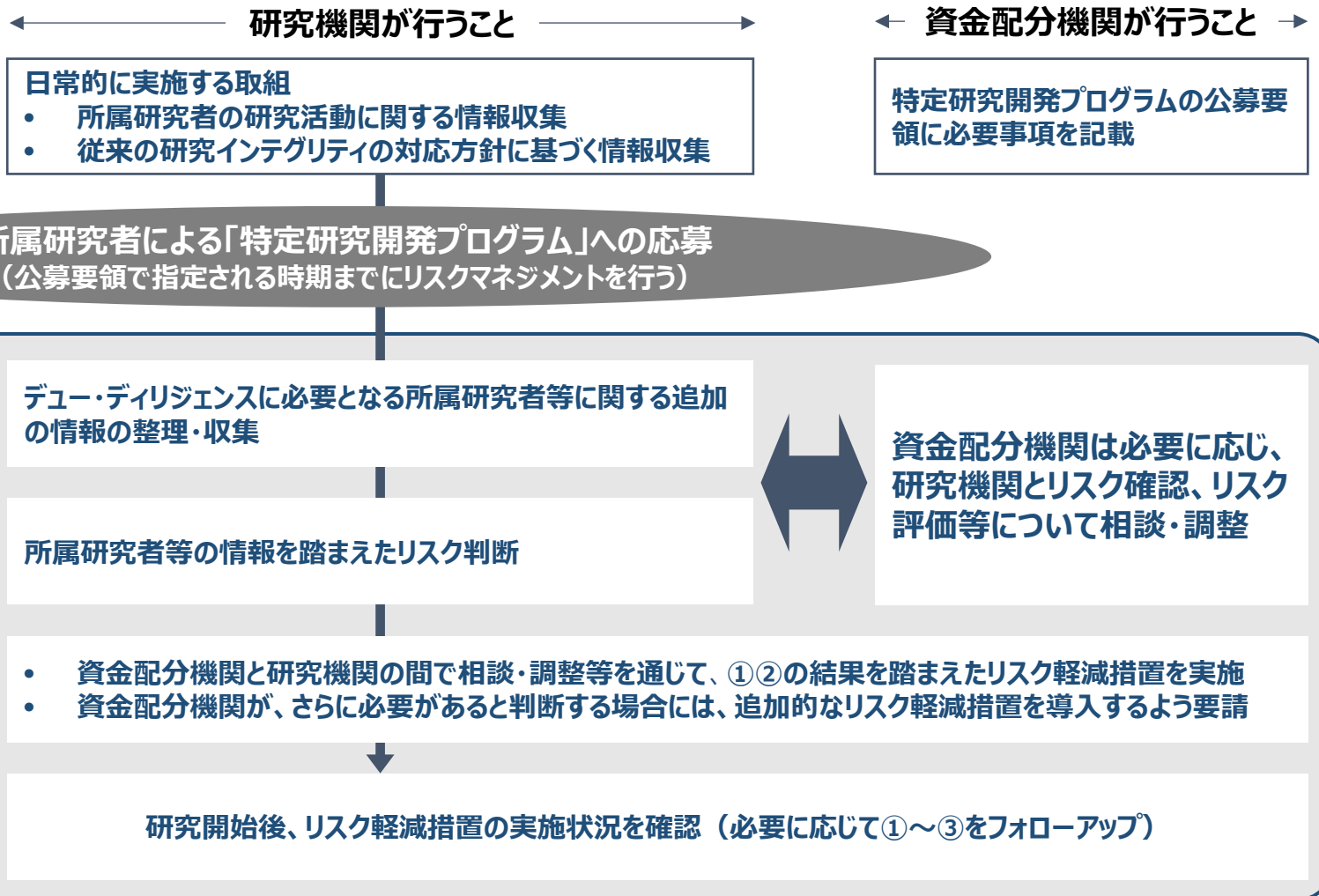
- 政府が経済安全保障の観点から選定し策定するリスト（策定中）。
- 策定されるまでの間は、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針」（令和4年9月30日閣議決定）において示された技術領域（別紙1）をもって、これに替える

2-3. リスクマネジメントの手順

特定研究開発プログラムに応募する際には、研究機関及び資金配分機関が

①リスク確認、②リスク評価、③リスク軽減措置、④フォローアップという一連の手続を実施することが必要である

リスクマネジメント



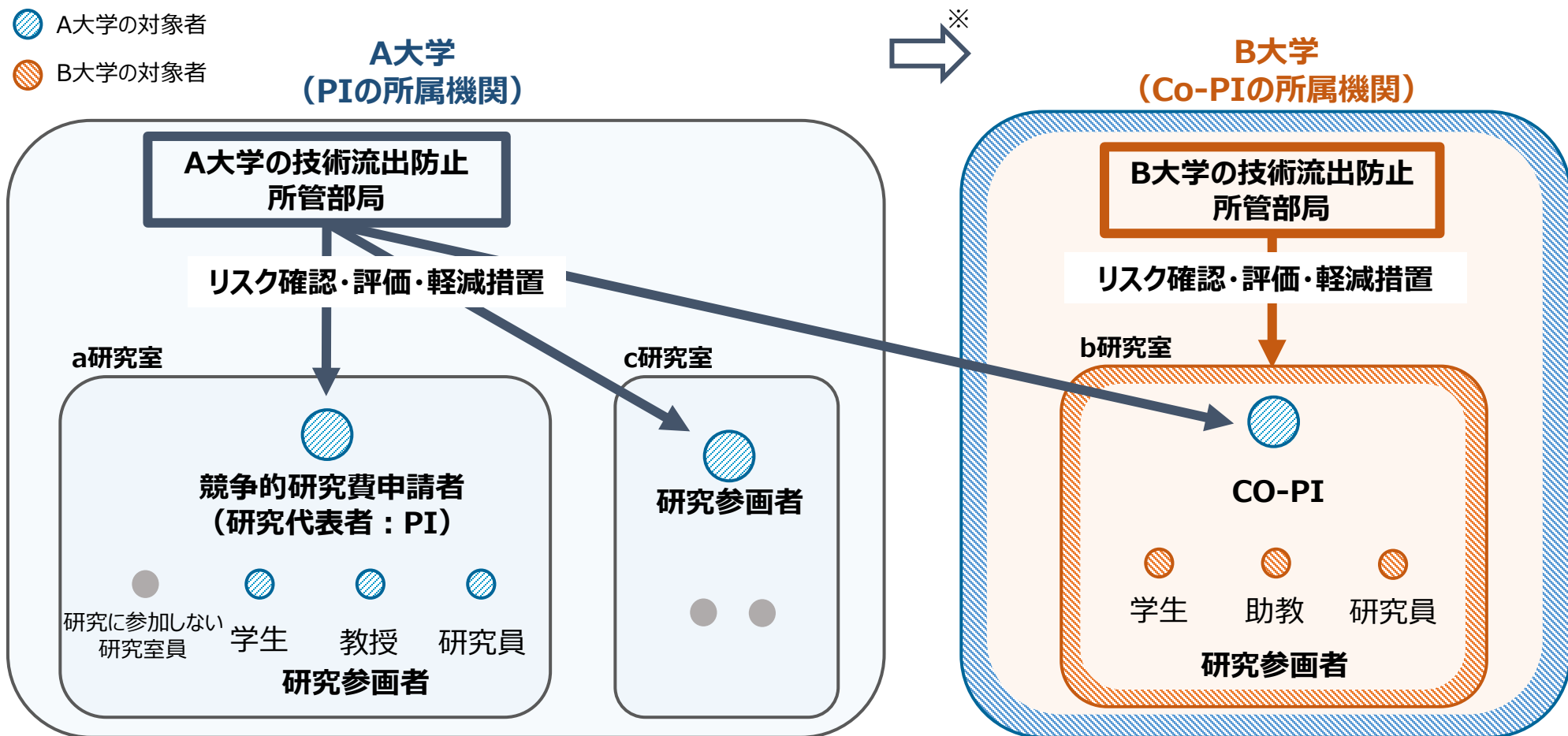
2-4. リスクマネジメントの対象

研究代表機関においては、特定研究開発プログラムにより行う研究の全体の責任者（PI）、共同研究機関の代表として研究に参加する者（Co-PI）、研究参画者（学生を含む）を対象としたリスクマネジメントが求められる。また、共同研究機関においても同様に、所属するCo-PI及び研究参画者を対象としたリスクマネジメントが求められる

リスクマネジメントの対象（例）

● A大学の対象者

● B大学の対象者



※A大学の所管部局は、B大学所属の Co-PI 及び研究参画者の氏名について、B大学の所管部局に通知して、共有することが必要である

2-5. チェックリスト・質問票の作成

特定研究開発プログラムへの応募に際しては、研究セキュリティのチェックリストを用いた自己点検することが望ましい。さらに、同プログラムを実施する資金配分機関においては、研究機関における本手順書への対応状況を確認するため、研究セキュリティに関する質問票を作成し、公募要領に定める期限までに回答を求める必要がある

研究セキュリティのチェックリスト (研究代表機関向け、共同研究機関向け、研究者向け)

(別紙2)

特定研究開発プログラムに応募する研究者が所属する研究機関（研究代表機関）向け

研究セキュリティのチェックリスト

※本チェックリストは、特定研究開発プログラムに応募する際に、資金配分機関が公募要領で定める期限までに、手順書に基づく取組の実施が可能などうか自己点検するものです。

0. 用語の定義

「PI」…特定研究開発プログラムにより行う研究の全体の責任者
「研究代表機関」…PIが所属する研究機関
「研究参画者」…特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者（学生を含み、PI及びCo-PIを除く。）
「共同研究機関」…特定研究開発プログラムにより行う研究を研究代表機関と共同して行う研究機関及び研究代表機関から特定研究開発プログラムにより行う研究の一部の委託を受けた研究機関
「Co-PI」…共同研究機関の代表者として特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者
「指針」…「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）
「リスト」…経済産業省の外国ユーザーリスト及び米国の統合スクリーニングリスト
「リスト掲載機関」…リストに掲載されている機関

1. リスク確認・リスク評価について

(1) 資金配分機関が定める期限までに、PI及び自機関の研究参画者並びにCo-PIについて、以下の①から⑭までに掲げる事項に関する情報（③から⑭まで、⑭及び⑮に関する情報は、応募する日の属する年度を含めた過去3年分）を自己申告させた上で確認し、デュー・ディリジェンスを実施することができますか？

① 学歴（高等学校以降のものとし、必要に応じて指導教官等の情報を含む。）
② 研究経歴・経歴
③ 研究費の取得歴
④ 研究費以外の支援等の取得歴（報酬・給与、奨学金、寄附金、名誉職等の付与及び兼職の状況をいう。）
⑤ 発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者
⑥ 特許の出願状況（共同発明者及び共同出願人の情報を含む。）
⑦ 外国の人材採用プログラムへの参加歴
⑧ 指針に基づく処分歴
⑨ リストへの掲載の有無
⑩ リスト掲載機関への所属の有無
⑪ リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・委託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無

必要値で定め、資金配分機
よう研究者
PIは「PIにお
ください。

含み、PI及
と共同して
究の一部の
含み、PI及
と共同して
究の一部の
る予定の研究
競争的研究費
グリスト
競争的研究費
グリスト
て、以下の
情報は、
し、デュ
）
報（③から⑮
過去3年分）
ましたか？
□
された期限
まで、⑭及び
の提出を促
かどうかを確
、共著論文
票
□
情報（⑮か
めた過去3年
間（所属研究

29

研究セキュリティに関する質問票（雛形） (資金配分機関向け)

(別紙3)

研究セキュリティに関する質問票（雛形）

用語の定義

「PI」…特定研究開発プログラムにより行う研究の全体の責任者
「研究代表機関」…PIが所属する研究機関
「研究参画者」…特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者（学生を含み、PI及びCo-PIを除く。）
「共同研究機関」…特定研究開発プログラムにより行う研究を研究代表機関と共同して行う研究機関及び研究代表機関から特定研究開発プログラムにより行う研究の一部の委託を受けた研究機関
「Co-PI」…共同研究機関の代表者として特定研究開発プログラムに参加する予定の研究者
「指針」…「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）
「リスト」…経済産業省の外国ユーザーリスト及び米国の統合スクリーニングリスト
「リスト掲載機関」…リストに掲載されている機関

「研究セキュリティに関する質問票（雛形）」の使用方法及び記載方法

- 資金配分機関が「研究セキュリティに関する質問票（雛形）」に基づき作成する質問票（以下「質問票」という。）は、資金配分機関が、特定研究開発プログラムの公募要領で定める期限までに、研究代表機関が回答するものです。資金配分機関は、回答期限を公募要領に明記し、研究代表機関に対して、質問票への回答を求めてください。
- 資金配分機関は、「研究セキュリティに関する質問票（雛形）」について、実施する事業の内容に合わせて適宜変更して使用してください。
- 資金配分機関は、研究代表機関に対し、必要に応じて、質問票への回答に関する資料（デュー・ディリジェンスの対象者の一覧及び研究代表機関が当該対象者に関して収集した情報を含む。）の提出を求めてください。
- 研究代表機関は、回答に当たり、PI、Co-PI、研究参画者及び共同研究機関から必要な情報を入手してください。
- 研究代表機関は、PI、Co-PI、研究参画者及び共同研究機関から申告された情報、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に基づき実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、質問票に回答してください。
- デュー・ディリジェンスは、既に入手している情報及び自己申告・公開情報を通じて通常把握し得る情報に基づいて行うこととします。

39

2-6. 手順書違反が生じた場合の対応

本手順書が求める取組に対して意図的な虚偽申告等が行われた場合は、競争的研究費への応募制限措置等を講じる

本手順書に基づく取組が
十分に行われた場合

- 所定の取組を実施した上での技術流出については、**研究機関や研究者が責任を負うものではない**
- ただし、その場合には技術流出防止体制や緊急時連絡体制の整備状況について検証が求められる

本手順書に基づく取組について
虚偽申告や申告隠しが行われた
場合

- 競争的研究費の不正受給の行為として、**研究者に対する応募制限措置等**を講じる

Ⅱ-1章 政府による取組



政府による取組

政府は、本手順書に基づくリスクマネジメントが適切に実施されるよう、以下の取組を実施することが**必要である**

1



研究機関及び研究者のリテラシーの向上に向けた支援

研修教材の作成、説明会の開催及び研修の実施、諸外国の動向及びヒヤリハット事例・好事例の収集と発信、情報交換の場の設置

2



相談窓口の設置

ワンストップ窓口の設置
研究機関等からのリスクマネジメントの実施に関する相談への対応

3



特定研究開発プログラムに関するリスクマネジメントの実施に対する支援

4



研究機関が実施するリスク軽減措置の内容の確認

特定研究開発プログラム所管府省は、実施する資金配分機関とともに研究代表機関及び共同研究機関が実施するリスク軽減措置の内容を確認し、判断することが必要

5



手順書、研究セキュリティのチェックリスト及び研究セキュリティに関する質問票（雛形）の見直し

Ⅱ-2章 資金配分機関による取組



資金配分機関による取組

資金配分機関は、特定研究開発プログラムを公募する際には、運営体制の整備、リスク確認・リスク評価・リスク軽減措置、フォローアップという一連の手続を実施することが**必要である**

資金配分機関による取組：4つのステップ

2-1

特定研究開発プログラムの
公募開始前の取組

- 特定研究開発プログラムの運営体制の整備
- 特定研究開発プログラムの運営に関与する者へのデュー・ディリジェンスの実施（必要に応じてリスク軽減措置を実施することが望ましい）
- 公募要領に記載する内容の検討・決定

2-2

特定研究開発プログラムの
公募開始後から採択決定まで
の間の取組（リスク確認・リス
ク評価・リスク軽減措置）

- 研究代表機関及び共同研究機関へのデュー・ディリジェンスの実施（必要に応じてリスク軽減措置を実施することが望ましい）
- 研究代表機関及び共同研究機関が実施したリスクマネジメントの結果の確認等

2-3

特定研究開発プログラムにより
行う研究の開始後の取組
（フォローアップ）

- 研究機関におけるリスク軽減措置の実施状況等の確認

2-4

その他の取組

- 研究機関からの問合せ・相談への対応
- 事例の収集・発信

資金配分機関は、特定研究開発プログラムの運営体制を整備することが**必要である**。その際、以下の①から④までに掲げる事項に留意することが**必要である**。

体制整備に向けた主な留意事項

1



特定研究開発プログラムの運営に関与する者の指名

2



特定研究開発プログラムの運営に関与する者による守秘義務の遵守の徹底

3



特定研究開発プログラムの応募の受付以降の過程で入手する情報、研究データ等の管理方針の策定

4



重要技術の流出などの緊急事態が発生した場合の連絡・対応に係る体制の整備

2-1. 特定研究開発プログラムの公募開始前の取組：デュー・ディリジェンスの実施

公募開始前

採択決定まで

研究開始後

その他

特定研究開発プログラムの運営に関与する者のうち公募、審査、採択決定又はフォローアップについて権限と責任を有する者の委嘱においては、以下の事項に関する情報を確認し、デュー・ディリジェンスを実施する**必要がある**

#	項目	対象年度
1	学歴（高等学校以降のものをいう。以下同じ。）	—
2	研究経歴・職歴	—
3	研究費の取得歴	就任予定日の属する年度を含めた過去3年分
4	研究費以外の支援等の取得歴（報酬・給与、奨学金、寄付金、名誉職等の付与及び兼職の状況をいう。以下同じ。）	就任予定日の属する年度を含めた過去3年分
5	発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者	就任予定日の属する年度を含めた過去3年分
6	特許の出願状況（共同発明者及び共同出願人の情報を含む。）	就任予定日の属する年度を含めた過去3年分
7	外国の人材採用プログラムへの参加歴	就任予定日の属する年度を含めた過去3年分
8	「競争的研究費の適正な執行に関する指針」に基づく処分歴	就任予定日の属する年度を含めた過去3年分
9	リスト（経済産業省の外国ユーザーリスト及び米国の統合スクリーニングリストをいう。以下同じ。）への掲載の有無	—
10	リストに掲載されている機関（以下「リスト掲載機関」という。）への所属の有無	就任予定日の属する年度を含めた過去3年分
11	リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無	就任予定日の属する年度を含めた過去3年分
12	安全保障貿易管理における「非居住者」（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人等）又は「特定類型」（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を締結し教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国の人材採用プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性	—
13	その他資金配分機関がデュー・ディリジェンスの実施に当たり必要と認める事項	—

特定研究開発プログラムの公募要領に、以下の①から⑥までに掲げる事項を適切に記載する**必要がある**

公募要領に記載する必要がある6つの項目

公募要領に記載する場合の記載例

① 当該競争的研究費が、特定研究開発プログラムとして指定されており、研究代表機関及び共同研究機関に対して、リスクマネジメントの実施を求めると

1. 特定研究開発プログラムの指定について
本プログラム（のうち〇〇事業、のうち〇〇分野）は、「特定研究開発プログラム」として指定されています。このため、【資金配分機関の名称】は、研究セキュリティの確保の観点から、研究代表機関及び共同研究機関にリスクマネジメントの実施を求めます。

② 研究代表機関及び共同研究機関に実施を求め、リスクマネジメントの具体的内容

2. リスクマネジメントの具体的内容について
実施するリスクマネジメントの内容は、「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に基づくこととします。具体的には、別紙「研究セキュリティに関する質問票」に記載している事項を実施してください。

③ 研究代表機関及び共同研究機関が実施したリスクマネジメントの結果の資金配分機関への提出期限

3. リスクマネジメントの結果の提出期限について
研究代表機関は、研究代表機関及び共同研究機関が実施したリスクマネジメントの結果を、上記「研究セキュリティに関する質問票」への回答として、【資金配分機関が指定する提出期限※】までに提出してください。
※応募時から採択決定までの間において、資金配分機関が指定する提出期限（応募の受付時、採択候補課題が絞り込まれた時点等）

④ 研究代表機関及び共同研究機関に対し、追加的なリスク軽減措置の実施を要請することがあること

4. リスクマネジメントの結果の確認について
【資金配分機関の名称】及び【特定研究開発プログラムを所管する府省の名称】は、提出された回答を確認します。その結果、必要に応じて、研究代表機関及び共同研究機関に対し、追加的なリスク軽減措置の実施を要請することがあります。

⑤ 提供された研究者等の個人情報について、資金配分機関等が研究セキュリティの確保に向けたリスクマネジメントを目的として、必要な範囲内で利用する場合があること

5. 個人情報の取扱いについて
提供された研究者等の個人情報は、研究セキュリティの確保に向けたリスクマネジメントの実施を目的として、【資金配分機関の名称】のほか、【資金配分機関の名称】から当該個人情報の提供を受けた【機関の名称】が、必要な範囲内で利用場合があります。

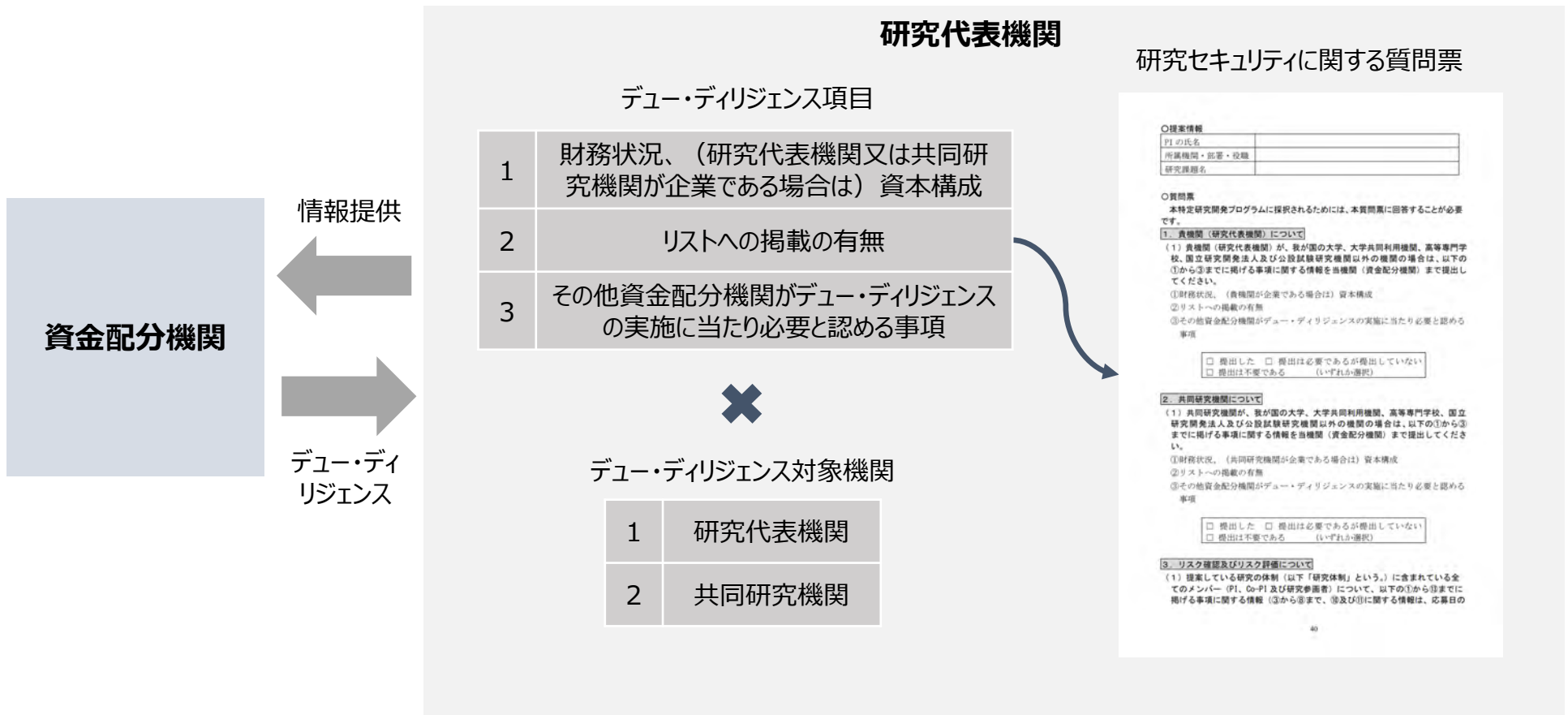
⑥ 手順書違反が生じた場合において応募制限措置等が講じられる場合があること

6. 手順書違反が生じた場合の措置について
「研究セキュリティの確保に関する取組のための手順書」に違反する行為については、当該行為の悪質性及び招いた結果の重大性を踏まえ、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）における不正受給の行為として、当該不正受給を行った研究者及び共謀した研究者に対し、本プログラム等への応募制限措置等が講じられる場合があります。

資金配分機関は、研究代表機関(※)及び共同研究機関(※)に関する以下①から③までの情報提出を受け、デュー・ディリジェンスを実施する**必要がある**。

(十分なデュー・ディリジェンスの実施が困難な機関については、必要に応じてリスク軽減措置の実施を要請することが**望ましい**)

(※) 我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の機関に限る。



2-2. 特定研究開発プログラムの公募開始後から採択決定までの間の取組： リスクマネジメント結果の確認等

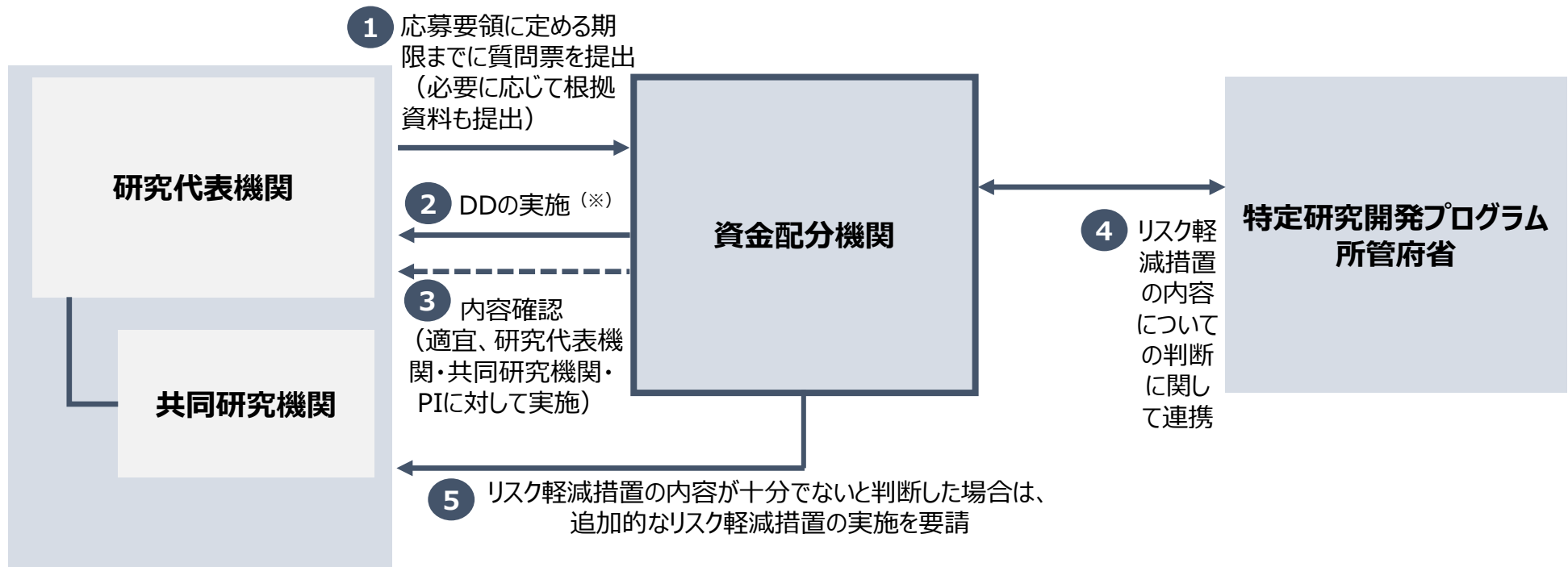
公募開始前

採択決定まで

研究開始後

その他

資金配分機関は、研究代表機関及び共同研究機関が実施したリスクマネジメントの結果（質問票等）を受領し、その内容について、適宜、研究代表機関、共同研究機関又はPIに対して確認した上で、リスク軽減措置の内容が十分であるかについて、特定研究開発プログラム所管府省とともに判断する**必要がある**。リスク軽減措置の内容が十分でない場合は、追加的なリスク軽減措置を要請する**必要がある**。リスク軽減措置の内容については、資金配分機関及び研究機関が、適宜、相談・調整して検討するものとする



（※）我が国の大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立研究開発法人及び公設試験研究機関以外の機関に限る。

2-3. 特定研究開発プログラムにより行う研究の開始後の取組

公募開始前

採択決定まで

研究開始後

その他

資金配分機関は、特定研究開発プログラムにより行う研究の開始後、適宜、リスク軽減措置の実施状況等を確認することが**必要である**

資金配分機関によるフォローアップ



研究機関が実施するリスク軽減措置の例（30ページ）



施設・設備へのアクセス権限の管理



オフ-campus等の研究場所の確保



取り扱う情報の機微性に応じたミーティング等への参加者の考慮



雇用契約※を締結することによるガバナンスの強化



研修の受講による研究セキュリティに関するリテラシーの向上



研究データ等の情報へのアクセス権限の管理



サイバー攻撃への対策の強化

※研究参加者が、他機関からの出向者、派遣労働者、業務委託先の従業員等の場合は、研究参加に係る契約の内容を確認することが望ましい

その他、研究機関からの問合せ・相談への対応や事例の収集・発信を行うことが必要である。

研究機関からの 問合せ・相談への対応

- 資金配分機関は、研究機関からの特定研究開発プログラムの公募要領の具体的な運用に関する問合せや相談について、適切に対応することが必要である

事例の収集・発信

- 資金配分機関は、特定研究開発プログラムの実施を通じて蓄積されるリスクマネジメントに関する知見や経験を踏まえたヒヤリハット事例・好事例を収集し、発信することが必要である

Ⅱ-3 研究機関による取組



研究機関による取組

研究機関は、日常的に情報収集を行うとともに、特定研究開発プログラムに応募する際には、体制整備、リスク確認・リスク評価、リスク軽減措置、フォローアップという一連の手続を実施することが**必要である**

研究機関による取組

3-1

日常的に実施する取組

- 所属研究者の研究活動に関する情報の収集
- 情報管理体制の整備
- データ等の管理に関する情報の収集
- その他の取組

3-2

特定研究開発プログラムへの応募時における取組

- 特定研究開発プログラムの運営に関与する者の指名
- 特定研究開発プログラムの運営に関与する者による守秘義務の遵守の徹底
- 重要技術の流出などの緊急事態が発生した場合の連絡・対応に係る体制の整備

3-3

資金配分機関が公募要領で定める期限までに実施する取組
(リスク確認・リスク評価)

- デュー・ディリジェンスの実施
- 特定研究開発プログラムにより行う研究に関するデータ等の管理
- その他の取組

3-4

リスク軽減措置

- リスク確認・評価結果に基づく合理的なリスク軽減措置の実施
- 資金配分機関から要請された追加措置への適切な対応

3-5

特定研究開発プログラムにより行う研究の開始後の取組 (フォローアップ)

- 研究開始後におけるリスク軽減措置の実施状況の確認と、その結果を踏まえた取組
- 研究参画者追加時のデュー・ディリジェンス実施
- 研究参画者新規採用時のデュー・ディリジェンスに用いる情報の事前収集 ※望ましい
- 情報に疑義が生じた場合の資金配分機関への速やかな報告とデュー・ディリジェンスの再実施
- リスクマネジメントに関するヒヤリハット事例・好事例等の関係機関への提供 ※望ましい

3-1. 日常的に実施する取組

日常の取組

応募時の取組

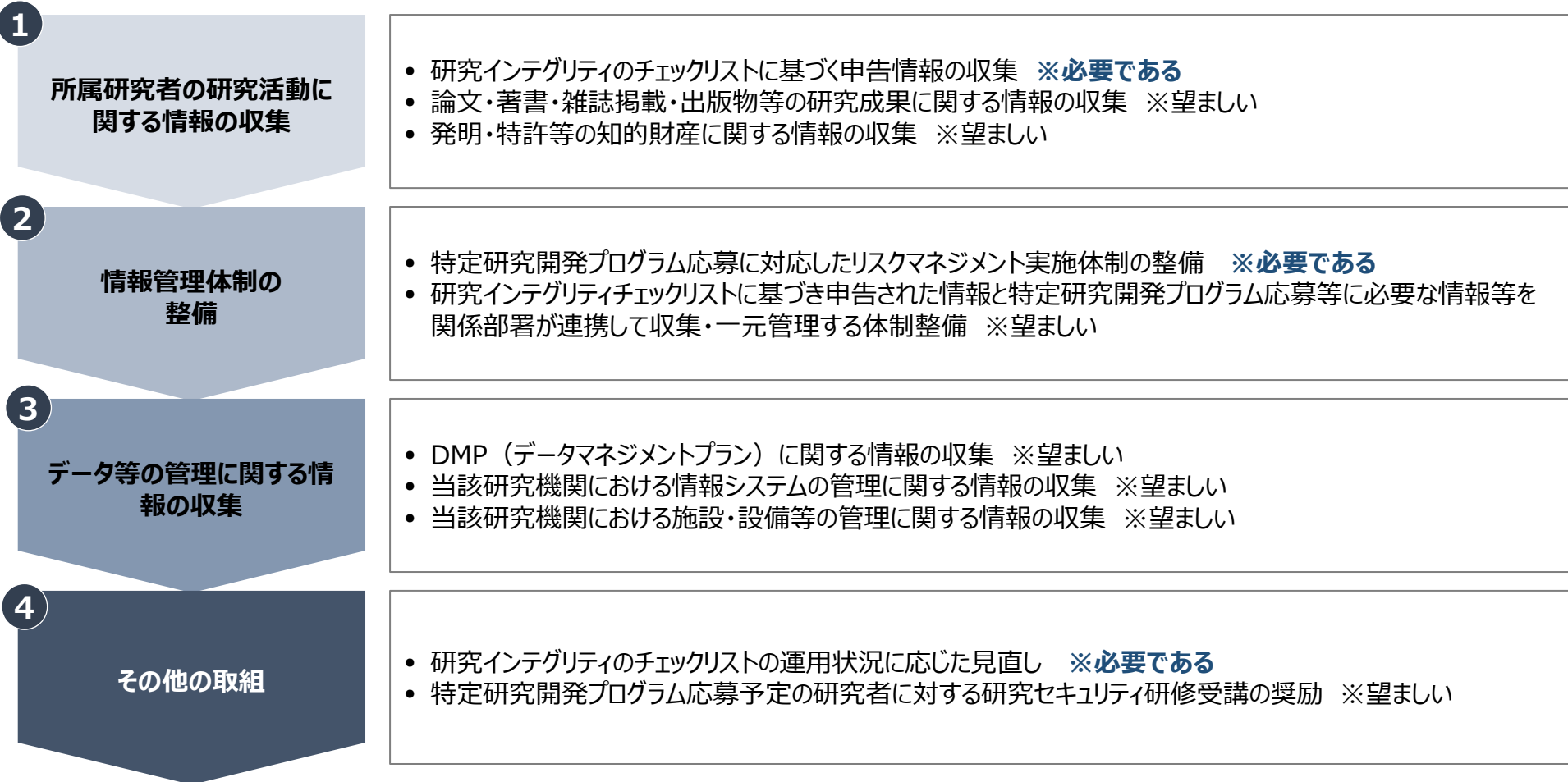
リスク確認・
リスク評価

リスク軽減
措置

フォローアップ

研究機関は日常的に、研究者の情報収集、情報管理体制の整備、データ等の管理に関する情報収集、運用状況の見直し等を実施する

日常的に実施する取組



3-2. 特定研究開発プログラムへの応募時における取組

日常の取組

応募時の取組

リスク確認・
リスク評価
リスク軽減
措置

フォローアップ

資金配分機関が定める期限までに、本手順書に基づくリスクマネジメントを実施する必要があるため、応募時において実施体制の整備に向けた準備をすることが**望ましい**

体制整備に向けた主な留意事項

1



特定研究開発プログラムの運営に関与する者の指名

2



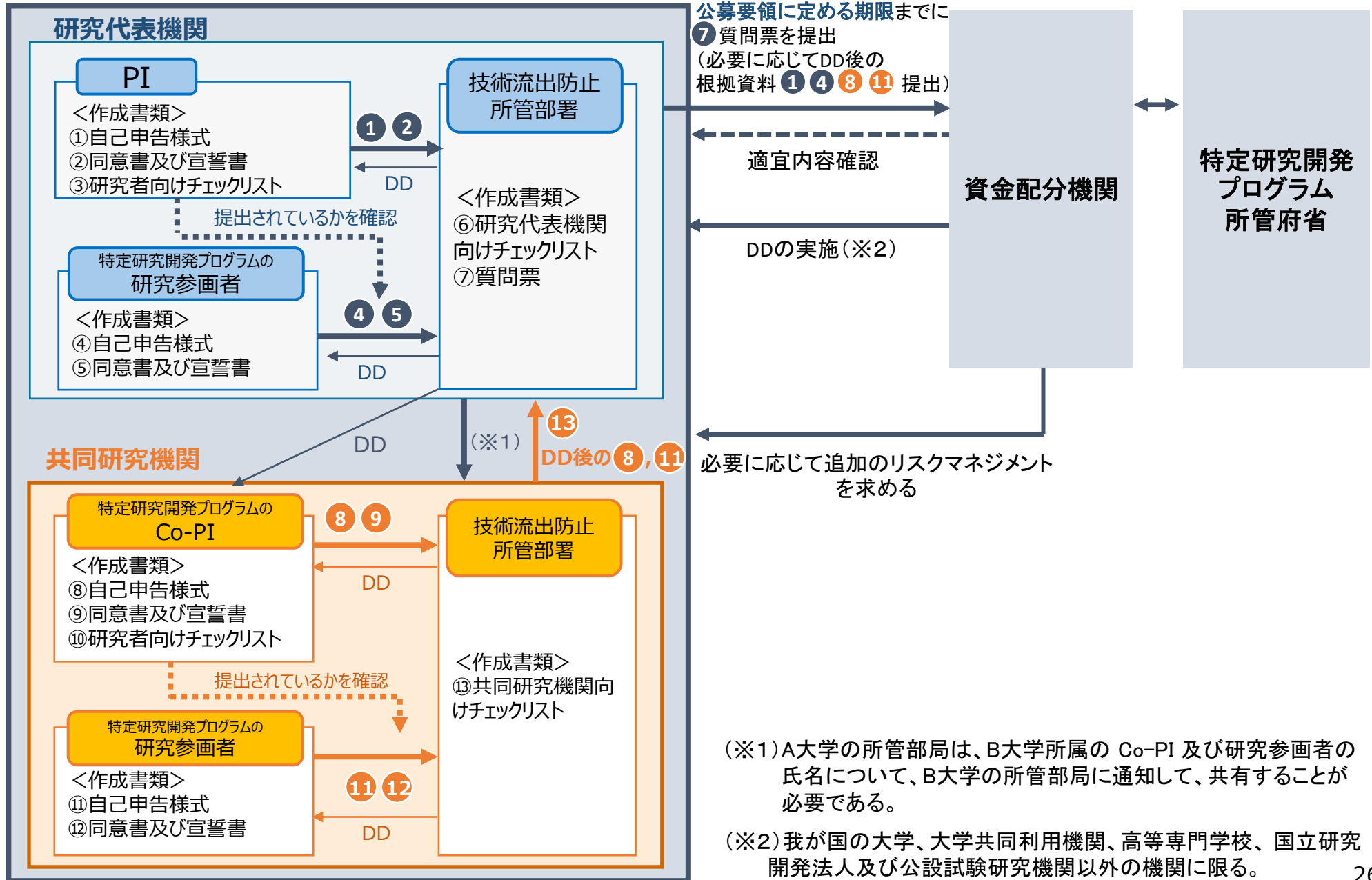
特定研究開発プログラムの運営に関与する者による守秘義務の遵守の徹底

3



重要技術の流出などの緊急事態が発生した場合の連絡・対応に係る体制の整備

3-2. 特定研究開発プログラムへの応募時における取組



3-3. 資金配分機関が公募要領で定める期限までに実施する取組： デュー・ディリジェンスの実施

日常の取組

応募時の取組

リスク確認・
リスク評価

リスク軽減
措置

フォローアップ

研究代表機関及び共同研究機関は、各対象者から所定の情報を申告させたくて、
デュー・ディリジェンスを実施する**必要がある**

研究代表機関・共同研究機関が実施すべきデュー・ディリジェンス

#	研究代表機関		共同研究機関
対象	PI、研究代表機関に所属する研究参画者及びCo-PI	共同研究機関 ※望ましい	支援者（助成・ 寄附等を行う個人・機関） ※望ましい
自己申告による 情報	<ul style="list-style-type: none"> ① 学歴（必要に応じて指導教官等の情報を含む。） ② 研究経歴・職歴 ③ 研究費の取得歴 ④ 研究費以外の支援等の取得歴 ⑤ 発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者 ⑥ 特許の出願状況（共同発明者及び共同出願人の情報を含む。） ⑦ 外国の人材採用プログラムへの参加歴 ⑧ 指針に基づく処分歴 ⑨ リストへの掲載の有無 ⑩ リスト掲載機関への所属の有無 ⑪ リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無 ⑫ 安全保障貿易管理における「非居住者」（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人等）又は「特定類型」（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を締結し教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国の人材採用プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性 ⑬ その他資金配分機関がデュー・ディリジェンスの実施に当たり必要と認める事項 	<ul style="list-style-type: none"> ① 共同研究を行う目的 ② 共同研究の対象分野における実績（応募する日の属する年度を含めた過去3年分） ③ 財務状況、（共同研究機関が企業である場合は）資本構成 ④ リストへの掲載の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ① 支援の内容及び支援の条件 ② 支援の目的及び支援の条件 ③ 財務状況、（支援者が企業である場合は）資本構成 ④ リストへの掲載の有無 ⑤ （支援者が個人である場合は）リスト掲載機関への所属の有無
			Co-PI及び共同研究機関に所属する研究参画者
			<ul style="list-style-type: none"> ① 学歴（必要に応じて指導教官等の情報を含む。） ② 研究経歴・職歴 ③ 研究費の取得歴 ④ 研究費以外の支援等の取得歴 ⑤ 発表論文における筆頭著者、責任著者及び共著者 ⑥ 特許の出願状況（共同発明者及び共同出願人の情報を含む。） ⑦ 外国の人材採用プログラムへの参加歴 ⑧ 指針に基づく処分歴 ⑨ リストへの掲載の有無 ⑩ リスト掲載機関への所属の有無 ⑪ リスト掲載機関に所属する研究者との関係（共同研究・受託研究の実施、共著論文の執筆・公表及び学会等における連名の口頭発表の実績をいう。）の有無 ⑫ 安全保障貿易管理における「非居住者」（一時帰国しその滞在期間が6月未満の日本人等）又は「特定類型」（日本の大学の教授であり外国の大学と雇用契約を締結し教授職を兼職している者、外国政府から留学資金を得ている留学生、外国の人材採用プログラムに参加し多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者等）への該当性 ⑬ その他資金配分機関がデュー・ディリジェンスの実施に当たり必要と認める事項

研究代表機関及び共同研究機関は、
以下の①から④までに掲げる事項の適切性を確認することが**望ましい**

研究データ・施設等の管理方針の確認

1



特定研究開発プログラムにより行う研究に関するDMP

2



特定研究開発プログラムにより行う研究の過程で発生する電磁的な形態により管理できないもの（試料等）の管理方針

3



特定研究開発プログラムにより行う研究において使用される情報システム（PI※ が管理するものを含む。）の管理方針

4



特定研究開発プログラムにより行う研究において使用される施設・設備等（建屋、居室、実験室、実験装置等）の管理方針

※共同研究機関においては、「PI」という記載は「Co-PI」と読み替えるものとする

研究代表機関及び共同研究機関は、個人・機関との間で締結する共同研究契約やその他の契約・協定について、その内容の適切性を確認することが**必要である**

また、研究者から個人情報の申告を受ける際には、同意書及び宣誓書の提出を求めることが**必要である**

その他対応事項と個人情報管理

その他の対応事項（契約・データ・知財の適切性確保）

- 共同研究契約・協定における協力内容の適切性確認
- 研究データ等へのアクセス条件の適切性確認
- 発明・特許等の知的財産の取扱い内容の適切性確認
- 守秘義務条項の適切性確認

【参考】個人情報の取扱いについて

- 研究機関は、研究者から個人情報の申告を受ける際に、以下①及び②の内容を含む同意書の提出を求める
 - ① 研究セキュリティの確保に向けたリスクマネジメントを目的として、研究者が個人情報を研究機関に申告し、当該目的に限り研究機関がこれを利用すること
 - ② 当該目的のため、研究機関が当該個人情報を第三者に提供すること
- 研究機関は、研究者から個人情報の申告を受ける際に、以下の内容を含む宣誓書の提出を求めるものとする
申告した個人情報は、署名者が知る限り申告時において最新のものであり、虚偽の内容及び申告漏れはないこと

3-4. リスク軽減措置

日常の取組

応募時の取組

リスク確認・
リスク評価

リスク軽減
措置

フォローアップ

研究機関は、リスク確認・リスク評価の結果に基づきリスク軽減措置を実施するとともに、
資金配分機関から追加措置を要請された場合には適切に対応する**必要がある**

研究機関が実施するリスク軽減措置の例



施設・設備へのアクセス権限の管理



研修の受講による研究セキュリティに
関するリテラシーの向上



オフ-campus等の研究場所の確保



研究データ等の情報へのアクセス権限の
管理



取り扱う情報の機微性に
応じたミーティング等への参加者の考慮



サイバー攻撃への対策の強化



雇用契約※を締結することによるガバナン
スの強化

※研究参加者が、他機関からの出向者、派遣労働者、業務委託先の従業員等の場合は、研究参加に係る契約の内容を確認することが望ましい

研究の開始後も継続的な状況確認と、追加・新規参加者へのデュー・ディリジェンスを実施し、状況に応じた速やかな報告と情報共有を推進する

研究開始後のフォローアップ

状況確認と対応

- 研究開始後におけるリスク軽減措置の実施状況の確認と、その結果を踏まえた取組

参画者へのデュー・ディリジェンスの実施

- 研究参画者追加時のデュー・ディリジェンス実施
- 研究参画者新規採用時のデュー・ディリジェンスに用いる情報の事前収集
※望ましい
- 情報に疑義が生じた場合の資金配分機関への速やかな報告とデュー・ディリジェンスの再実施

リスクマネジメントの高度化 (知見共有)

- リスクマネジメントに関するヒヤリハット事例・好事例等の関係機関への提供
※望ましい

Ⅱ-4章 研究者による取組



4章. 研究者による取組

研究者は、所属研究機関の方針に基づき研究インテグリティの確保に努めることが必要であるとともに、特定研究開発プログラムにより行う研究に参加する場合は、研究機関が本手順書に基づき実施するリスクマネジメントに従事することが**必要となる**。研究者に求められる取組は以下のとおり

1



研究活動に関する情報の申告

2



特定研究開発プログラムにより行う研究に関するデータ等の管理

3



研究セキュリティの確保に関するリテラシーの向上に向けた取組